

訪問介護サービス重要事項説明書

1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 古河市社会福祉協議会
代表者役職・氏 名	会長 塚田 晴夫
本事業所・所在地 (電話・FAX 番号)	茨城県古河市新久田 271-1 (代表) TEL:0280-48-0808 FAX:0280-48-0119
法人設立年月日	平成 18 年 4 月 3 日

2. 古河社協介護ステーション訪問介護事業所の概要

(1) 訪問介護事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	古河社協介護ステーション訪問介護事業所
所在地	茨城県古河市新久田 271-1
介護保険指定番号	0 8 7 0 4 0 0 4 4 7
サービスを提供する地域	茨城県古河市の区域

(2) 同事業所の職員体制

区 分	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1 名		業務管理
介護福祉士	4 名	15 名	身体介護・生活援助
介護職員初任者研修	0 名	1 名	身体介護・生活援助
1 級ヘルパー	0 名	0 名	身体介護・生活援助
2 級ヘルパー	0 名	5 名	身体介護・生活援助

(3) 訪問介護サービス提供時間 午前 7 時から午後 9 時

但し、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

※電話 (平 日) 0280-47-0150

(休日・時間外) 090-4930-4119

(4) 特定事業所加算 (Ⅱ) 適用事業所

3. 利用料金と提供するサービスの概要

訪問介護サービス利用料は、厚生労働省が定めた介護報酬の 1 割又は 2 割で下記のとおりです。

(1) 利用料金

○訪問介護

介護の種類	料金の設定基準	基本利用金額
身体介護	20 分以上 30 分未満	2,792 円
	30 分以上 1 時間未満	4,438 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,502 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	2,052 円
	45 分以上	2,521 円
通院乗降介助 ヘルパー車にて病院等へ送迎	1 回につき	1,114 円
時間外割増	午前 6 時～午前 8 時	25% 増
	午後 6 時～午後 10 時	25% 増
緊急時訪問介護加算	1 回につき	100 円
訪問介護初回加算	初回利用時(過去 2 か月利用なし)	200 円
生活機能向上連携加算 (I)	1 月につき	100 円
処遇改善加算 II		22.4%
地域区分 (6 級地)		10.42 円

○キャンセル料

キャンセル料	利用日前日までの取り消し	無料
	利用日当日の取り消し	支援料の 50%

(2) 移送サービス料金

通院等乗降介助利用時	市内 (1 回につき)	400 円
	市外 *	1 km 増すごとに 50 円を加算

* 市外の通院の利用時に適用となります。

(3) 支払い方法

- ①事業所は、利用者に対して毎月 15 日までに前月分のサービス提供日、利用明細等を記載した請求書を送付致します。
- ②お支払いは銀行の引き落としをお願いしております。銀行での引き落としが難しい場合は現金でのお支払いとなります。お支払いは次の方法によりお願いいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月に、利用者が指定した口座より引き落とします。(入金先 常陽銀行 三和支店 普通口座 1292431)
現金払い	サービスを利用した月の翌月末(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

(4) サービスの概要

- ①利用者の介護状態の軽減もしくは悪化の防止のため、利用者の持てる身機能を出来るだけ活用した介護サービスに努めます。
- ②サービスの提供について不明な点は、いつでも質問に応じ、親切丁寧にわかりやすく説明いたします。
- ③サービスの提供に用いる設備・器具については、常に消毒したものを使います。
- ④職員は、常に身分証明証を携帯し、利用者又は家族に求められた場合に提示いたします。

4. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などのお預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲食、飲酒、喫煙
- ⑦その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス内容の変更、利用中止

天候・災害等の理由により、サービスの提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービスの内容の変更又は利用を中止していただく場合があります。

(2) サービス利用にあたっての禁止行為

利用者及びその家族等から訪問介護員に対する以下の行為

- ①暴言・暴力、嫌がらせ等の迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

(3) 利用契約の解除

サービス利用にあたっての禁止行為等が守られず、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、契約を解除することがあります。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

7. 緊急時の対応

- (1) サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、

速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

- (2) サービス提供時に、声掛けしても応答がなく、ドアに施錠していない場合は、訪問介護員が安否確認のために入室することがあります。事前に、別紙「入室同意書」に利用者、代理人の同意を得ます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、**介護支援専門員及び関係医療機関等**への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 当事業所が、サービス計画に基づいて提供する介護サービスに関する相談窓口（苦情等）

○古河社協介護ステーション（担当）石川 美紀（電話）0280-47-0150

○古河市社会福祉協議会 第三者委員（電話）0280-48-0808

（午前8時30分から午後5時15分 土日祝日、年末年始を除く）

上記のほか、各市町村の介護保険担当課及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

○古河市 高齢介護課（電話）0280-92-4921

○茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（電話）029-301-1565

12. 提供するサービスの第三者評価の実施について

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

訪問介護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 茨城県古河市新久田 2 7 1 番地 1

名 称 古河社協介護ステーション訪問介護事業所

説明者 印

電 話 0 2 8 0 - 4 7 - 0 1 5 0

私は、重要事項説明書の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

別紙

入 室 同 意 書

訪問介護員の訪問時において、声掛けをしても応答がなく、ドアの施錠が無い場合は、安否確認のため訪問介護員が入室することに同意します。

令和 年 月 日

古河社協訪問介護ステーション訪問介護事業所 様

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印